

事業者変更にてさすガねっとへお申し込みいただく際の手順・ご注意事項

ご利用中の光コラボレーション事業者の提供するサービスから事業者変更にて「さすガねっと」へお申し込みいただく場合、ご利用中の光コラボレーション事業者から取得した「事業者変更承諾番号」をご用意いただく必要があります。

1. 事業者変更承諾番号の取得に必要なもの

ご契約中の光コラボレーション事業者により、事業者変更承諾番号の取得に必要な情報が異なりますので、詳しくはご契約中の光コラボレーション事業者にお問合せ下さい。

各事業者の連絡先は[こちら](#)（NTT 西日本のホームページが開きます）をご確認ください。

2. 事業者変更承諾番号の取得方法

ご契約中の光コラボレーション事業者により、事業者変更承諾番号の取得方法が異なりますので、詳しくはご契約中の光コラボレーション事業者にお問合せ下さい。

各事業者の連絡先は[こちら](#)（NTT 西日本のホームページが開きます）をご確認ください。

現在のご契約内容や解約条件等については、ご契約中の光コラボレーション事業者様にご確認ください。

事業者変更承諾番号をご準備頂いたあと、さすガねっとへお申し込みください。インターネットからのお申し込みは[こちら](#)からできます。

★事業者変更時にさすガねっとで継続してご利用いただけないオプションサービス^{※1}をご契約中のお客さまに関してのご注意事項

※1 ホームゲートウェイレンタル／無線 LAN カードレンタル／ひかり電話オフィスタ입 等

①該当のサービスを光コラボレーション事業者と契約されている場合

事業者変更承諾番号を取得し大阪ガスに事業者変更にてお申し込みいただいた後、該当サービスに関しご契約中の光コラボレーション事業者へ解約のお申し出をされない場合、該当サービスは NTT 西日本との直接契約として、ご契約中の光コラボレーション事業者から NTT 西日本へ引き継がれます。また、その際に NTT 西日本から事業者変更手数料をご請求する場合があります。

②該当のサービスを NTT 西日本と直接契約されている場合

事業者変更承諾番号取得後、大阪ガスに事業者変更にてお申し込みいただく前に、お客さまから NTT 西日本に対し、「情報開示許諾」のお手続きをいただく必要があります。

「情報開示許諾」とは、お客さまと NTT 西日本の間で直接契約しているオプションサービスの契約状況を、事業者変更の手続きに必要な限りにおいて、NTT 西日本が変更先の光コラボレーション事業者（さすガねっとへお申し込みいただく場合は大阪ガス）へ開示することについて許諾をいただくお手続きの

ことです。詳細は[こちら](#)（NTT 西日本のホームページが開きます）

（その他ご注意事項）

- ・事業者変更承諾番号の有効期間は 15 日間です。15 日を経過した場合は無効となるため、再取得が必要です。
- ・NTT 西日本以外の事業者が独自に提供する電話サービス（ホワイト光電話など）をご利用中の場合、電話番号が継続利用できない場合があります。
- ・現在のプロバイダー契約は引継ぎできません。
- ・事業者変更の手続きと同時に、通信速度の変更や、オプションサービスをお申込みいただいた場合、別途工事が必要となり、工事料が発生します。
- ・さすガねっとへの事業者変更は、ご利用場所住所に変更がない場合のみお申込可能です。お引越しを伴う場合は、現在ご利用中の光コラボレーション事業者の提供するサービスにて移転（お引越しとともにインターネットの利用場所を変更する手続き）を行った上で、新住所にてさすガねっとへの事業者変更をお申込いただきますようよろしくお願いいたします。